明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（二九六）　一
〔省　令〕
○予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働一二五）　一

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九六号）（厚生労働省）

1　一二歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすることとした。（附則第七項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十六号**

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次に掲げる者」を「六十歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの」に改め、同項各号を削る。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

# 省　令

**○厚生労働省令第百二十五号**

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）<br>**第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。<br>一・二　（略） | **附　則**<br>（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）<br>**第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。<br>一・二　（略） |